

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分及び休業補償給付を変更する旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市所在の会社Bに雇用され、食品製造の業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、焼成鍋をタワシで洗浄中、右手中指を突起部分にぶつけ（以下「本件災害」という。）、同日、C整形外科に受診し「右中指捻挫、右中指腱鞘炎」と診断され、加療を受けた。その後、請求人は、平成〇年〇月〇日にD病院に受診し、「右中指伸筋腱脱臼」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの33日間、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの2日間及び同月〇日から同年〇月〇日までの115日間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの33日間については、一部支給するという変更を行い、そのほかの期間については、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで受診日である平成〇年〇月〇日、〇月〇日、〇月〇日、〇月〇日、同月〇日、〇月〇日、同月〇日、同月〇日、〇月〇日及び同月〇日について休業補償給付を支給しないと

た処分を取り消し、その余の部分については棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、監督署長は、審査官が取り消した各日について休業補償給付を支給する旨の変更決定処分をしている。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間及び平成〇年〇月〇日から〇月〇日までの間における休業補償給付請求のうち、通院日以外の日は療養のため労働することができない日と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件災害による傷病について

請求人の傷病は当初、腱鞘炎と診断され、腱鞘の切開術が施行されたが、症状が改善せず、本件傷病と診断されている。本件傷病を診断したE医師は、平成〇年〇月〇日受付の意見書において、「本件傷病は打撲により受傷することがあります。また、本件傷病により、指の弾発現象（ばね指様症状）は生じますので、（本件災害）当初より（本件傷病）が存在していた可能性は考えられると思います。」と述べている。当審査会としては、請求人の症状及び治療経過に鑑み、E医師の上記意見は妥当であり、本件災害と本件傷病には相当因果関係があると判断する。

(2) 本件傷病の治ゆ（症状固定）について

請求人がE医師に受診し本件傷病と診断されたのは平成〇年〇月〇日であるところ、当審査会としても、決定書理由第2の2の（2）のイに説示するとおり、本件傷病が、同年〇月〇日の時点で治療効果が期待し得ない状態にあった

と判断することはできない。したがって、請求人に発症した本件傷病は、平成〇年〇月〇日に症状固定していたとは認められない（調査結果復命書では、最終受診日である同年平〇月〇日を治癒日としている。）。

(3) 本件傷病による請求人の休業について

請求代理人は、本件傷病による疼痛が強く労務に耐え得る状態にないことから、通院日以外の日についても休業補償給付がなされるべきである旨主張している。

この点に関し、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の疼痛は、「この程度では休業するほどではないと思います。」と述べている。また、E医師も、上記意見書において、「周術期数日を除いて就労自体は可能と考えます。」と述べている。さらに、日付毎勤怠集計表（平成〇年〇月～平成〇年〇月分）をみると、請求人は、ほぼ本件負傷前と同様に勤務していたことが認められる。

以上のことからすると、当審査会としても、請求人の平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間及び平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間における休業補償給付請求のうち、療養のため労働不能であり賃金が支給されていないと認められる要件を満たす通院日については休業補償給付を支給しなければならないとした決定書理由第2の2の(2)のウの説示は妥当であると判断する。

- 3 したがって、請求人の請求した休業補償給付のうち、通院した日についてはこれを支給し、その他の日についてはこれを支給しないとした監督署長の処分は妥当であり、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。